

附 則

(実施の日)

この使用料規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して 30 日を経た日（平成 13 年 11 月 1 日）から実施する。但し、第 13 節 BGM の規定については平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 9 節 2 有線テレビジョン放送（CATV）等及び第 12 節 インタラクティブ配信の規定については平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 節 1 上演形式による演奏及び第 1 節 2 演奏会における演奏の規定については、平成 15 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章総則の備考及び第 2 章第 8 節ビデオグラムの規定については、平成 16 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章第 12 節インタラクティブ配信の規定については、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 5 節 オーディオ録音、第 13 節 C D グラフィックス等、第 14 節 カラオケ用 I C メモリーカード、第 15 節 その他の規定については、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 2 節 放送等及び第 11 節 インタラクティブ配信の規定については平成 19 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 3 演奏会以外の催し物における演奏、4 カラオケ施設における演奏等、5 ダンス教授所における演奏等及び 6 社交場における演奏等の規定については、平成 19 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 8 節 有線放送等の規定については、平成 20 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 10 節 業務用通信カラオケの規定については、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 6 フィットネスクラブにおける演奏等の規定については、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 7 カルチャーセンターにおける演奏等の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 1 節 1 上演形式による演奏、2 演奏会における演奏、3 演奏会以外の催物における演奏の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 3 節 映画 1 録音の規定については、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 9 節 貸与の規定については、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 11 節 インタラクティブ配信（インタラクティブ配信の備考）⑥（音楽を利用している広告に関する取扱いの特例）については、平成 25 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 3 節 映画 2 上映の規定については、平成 26 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 10 節 業務用通信カラオケの規定については、平成 26 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 4 節出版等の規定については、平成 26 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 11 節インタラクティブ配信の規定については、平成 28 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 1 章 総則、第 2 章 第 15 節 広告目的で行う複製、第 16 節 ゲームに供する目的で行う複製の規定については、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 12 節 BGMの規定については、平成 28 年 5 月 1 日から実施する。

附 則

(実施の日)

この使用料規程のうち、第 2 章 第 7 節 ビデオグラム録音の規定については、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。